

## IASB会議報告（第84回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第84回会議が、2008年10月13日から17日までの5日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。また、20日及び21日にはFASB（米国財務会計基準審議会）との合同会議が米国ノーウオークのFASB本部で行われた。

今回のIASB会議では、①金融危機対応（IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂）、②公正価値（不活発な市場）、③公正価値、④連結、⑤認識の中止、⑥資本と負債の区分、⑦プライベート企業のための国際財務報告基準（IFRS）（従来の中小規模企業のIFRS）、⑧株式報酬（グループ現金決済株式報酬支払い（IFRS第2号（株式報酬）及び国際財務報告基準解釈指針（IFRIC第11号））、⑨作業計画の見直し及び⑩IFRSの年次改善についての検討が行われた。教育セッションでは、⑪米国の連結会計基準の見直し公開草案（FASB解釈指針（FIN）46R（変動持分事業体の連結）の改訂提案）に関するFASBスタッフによる説明及び⑫保険会計に関連するディスカッション・ペーパーに対するコメント分析の説明があった。

FASBとの合同会議では、①金融危機対応、②連結、③認識の中止、④資本と負債の区分、⑤負債（不確実性及び期待キャッシュ・フロー）、⑥排出権の会計処理、⑦概念フレームワーク（財務諸表の構成要素）、⑧公正価値測定及び⑨金融商品（金融商品会計基準の複雑性の低減）について議論が行われた。

IASB会議には理事12名が参加した（トム・ジョーンズ氏が欠席。このほか欠員の理事が1名）。また、FASBとの合同会議には、トム・ジョーンズ氏及びFASBのボードメンバー5名を加え18名が参加した。本稿では、このうち、IASB会議の内容として①から③までを、FASBとの合同会議報告として①から⑤までの内容を紹介する。

## IASB会議

### 1. 金融危機対応（IAS第39号の改訂）

IASBは、2008年10月13日に、金融資産の再分類について議論を行い、デュー・プロセスを経ることなく、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂をまとめた「金融資産の再分類」の内容を承認し、同日付でそれを公表した（本改訂は、2008年7月1日に遡って適用される）。

#### (1) IAS第39号及びIFRS第7号改訂の経緯

このような緊急の改訂が必要となったのは、2008年10月上旬に開催された欧州の首脳による信用危機対応に関する会議において、IASBは、欧州の金融機関が、米国会計基準とIFRSの規定が異なることによって不利な取扱いを受けることがないようにすべ

きであるという要請がなされたことによる。具体的には、米国会計基準と同じような取扱いとなるよう、現在のIAS第39号第50項では禁止されている再分類、すなわち、売買目的保有に区分している金融資産を他の区分（満期保有投資や売却可能金融資産、貸付金及び債権という区分）へ振り替えるという処理が可能となるようにするためのIAS第39号の改訂を求めていた。しかも、IAS第39号等の改訂は、2008年10月末までにすべきという内容の要請であった（これは「level playing fieldの達成のための改訂」と表現されている）。また、これが達成できない場合には、欧州連合（EU）は、IAS第39号第50項を新たにカーブアウト（IFRSの規定をEUでは採用しないようにするため削除すること）する用意があることが表明されていた。

このカーブアウトは様々な問題を引き起こす可能性を秘めていた。すなわち、EUのカーブアウトに関する取扱いでは、IFRSの規定の一部を採用しないことができるものの、IFRSに新たな規定を追加することはできないこととなっており、第50項における振替禁止規定を削除すると、新たな開示項目を追加できないため、企業（金融機関を含む）が、いくら金額をどの区分へ振り替えたのか、また、振り替えた金融資産に従前の公正価値測定が適用されていた場合にはいくら評価損益が生じていたかなどの情報が全く提供されないまま自由に再分類することが可能となる懸念があった。

新たなカーブアウト及びその結果としての上述のような開示すべき情報の欠落が生じないようにするために、IASBは、苦渋の選択として、「level playing fieldの達成のための改訂」に関してのみ通常のデュー・プロセスを停止して、緊急にIAS第39号及びIFRS第7号を改訂することを決断した。また、IASBによるIAS第39号及びIFRS第7号の改訂に先立つ10月9日に、北京で会議を開催した評議員会は、プレスリリース「評議員会は信用危機に対するIASBの加速化したステップを支持」を公表し、米国会計基準との共通化を図るIAS第39号及びIFRS第7号の改訂に限っては、IASBが通常のデュー・プロセスを適用しないことができる旨を表明しており、IASBは、このような評議員会の了承を得て上述のような緊急改訂を行った。

## **(2) IAS第39号及びIFRS第7号の改訂の概要**

2008年10月に緊急に改訂されたIAS第39号及びIFRS第7号の改訂内容は次のとおりである。

### **(a) IAS第39号改訂の概要**

- ① デリバティブ及び公正価値オプションの対象となった金融資産は、売買目的保有区分から他の区分への振替えは認めない。また、当初認識後は、どのような金融商品も他の区分から売買目的保有区分に振り替えることはできない。
- ② デリバティブ及び公正価値オプションの対象以外の金融資産は、短期間で売買する意図で保有しなくなった場合には、売買目的保有から他の区分に振り替えることができる。このような振替えが行われるのは、稀な場合である（米国では過去

にこれを用いた再分類は行われた実績がなく、事実上できないと理解されている)。振替時には、その時点の公正価値で他の区分に振り替え（これが新区分での新たな簿価となる）、すでに売買目的保有区分で認識されている損益を振り戻すことはしてはならない。

- ③ もし、当初認識時に売買目的保有として指定されなかった場合には貸付金及び債権の区分に該当していた金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合には、売買目的保有から振り替えることができる。
- ④ もし、当初認識時に売却可能金融資産として指定されなかった場合には貸付金及び債権の区分に該当していた金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合には、貸付金及び債権の区分に振り替えることができる。
- ⑤ 上記③及び④に該当する場合には、その区分時点の公正価値で振り替える。③（売買目的保有）の場合には、すでに認識されている損益を振り戻すことはしてはならず、当該公正価値が新たな簿価となる。④（売却可能金融資産）の場合、その他包括利益で認識されている損益は、IAS第39号第55項に従って処理しなければならない（固定された満期がある場合には、当該損益を実効金利法により残存期間にわたって償却して包括利益計算書で認識しなければならない）。

(b) IFRS第7号改訂の概要

- ⑥ 売買目的金融資産又は売却可能金融資産から他の区分に再分類した場合には、次の開示が求められる。
  - (a) 各区分から再分類された金額又は再分類されて受入れられた金額
  - (b) 当期又は過去の期に再分類されたすべての金融資産について、それらの認識が中止されるまでの各期間に渡って、それらの簿価と公正価値
  - (c) 金融資産が再分類された場合には、稀な状況、その事実及び当該自体が稀であると示唆する環境
  - (d) 金融資産が再分類された期においては、当該報告期及び以前の報告期における当期利益又はその他包括利益で認識された当該金融資産に係る公正価値損益
  - (e) （金融資産が再分類された期間を含む）再分類以降の各報告期においては、認識の中止が行われるまで、もし当該金融資産が再分類されなかった場合に当期利益又はその他包括利益で認識されていたであろう公正価値損益、及び、当期利益で認識された利益、損失、収益及び費用
  - (f) 金融資産を再分類した日における、実効金利及び企業が回収できると期待するキャッシュ・フローの見積額

(c) その他

- ⑦ 本改訂は、2008年7月1日から適用する。7月1日より前への遡及適用は禁止する。ただし、2008年11月1日以降の再分類は、再分類が行われた日以降に発効する。なお、7月1日から10月31日までの間は、企業が本改訂を適用した日から発効する。
- ⑧ 今回の改訂では、減損の規定については、米国会計基準との共通化は図られていないので、現行のIAS第39号の規定が適用されることになる（減損規定が共通化されていないことを理由に2名のボードメンバーが反対を表明した）。

## 2. 公正価値測定（不活発な市場）

2008年4月の金融安定化フォーラムの要請を受けて、専門家諮問グループを組成して、市場が活発でなくなった場合における金融資産の測定に関する議論が行われている。2008年9月16日には報告書案を公表し、コメントを募集した。10月10日に開催された専門家諮問グループの会議の内容が今回スタッフから報告された。

専門家諮問グループの議論では、市場が活発でなくなった場合における金融資産の測定では、次の点が注意されるべきものとして強調されたことが報告された。

- ・ 公正価値測定の目的は、測定日において市場参加者間の通常取引において用いられる価格を算出することであり、強制売却又は投げ売りによる価格を算出することではない。
- ・ 公正価値の測定に当たり、強制売却又は投げ売りによる価格は考慮すべきではないことについて専門家諮問グループは再確認しているが、市場が機能しなくなっている状況でも市場取引のすべてが強制売却又は投げ売りによるものではない点については、留意する必要がある。
- ・ IFRSの中に含まれている現行のガイダンスにある「将来キャッシュ・フローに関する企業自身の仮定と適切にリスク調整された割引率を用いる」という扱いは、関連する観察可能なインプットが入手できない場合には、受容できるものである。

さらに、専門家諮問グループは、公開した報告書案に対して寄せられた関係者からのコメントを検討しながら、ガイダンスを完成させるための作業に入っていることが報告された。なお、報告書の最終版は、その後2008年10月30日付けで公表されており、この報告書は、市場が活発でなくなった場合における金融資産の測定に関する教育的資料として今後IASB財団の教育教材の一環として位置づけられることになる（IFRSのパウンドボリュウムに含まれることにはならない）。

### 3. 公正価値測定

今回は、ビッド・アースクのスプレッド内にある価格に基づく測定のうち、結論が出ていない、①市場仲値をどのように扱うか及び②この概念を公正価値のすべての階層で用いるかどうかという2点について議論が行われた。IASBが2006年11月に公表したディスカッション・ペーパーでは、IASBは、この問題について、米国財務会計基準書（SFAS）第157号（公正価値測定）と同様、置かれた状況の中で公正価値を最も示すと考えられるビッド・アースクのスプレッド内にある価格に基づいて公正価値測定を行うべきであるという点については、予備的見解を示している。

#### (1) 市場仲値

ビッド・アースクのスプレッドがある場合、継続的に適用されるのであれば、仲値を用いる又はその他の値付慣行に従うことが公正価値測定の実務上の便法（practical expedient）として適切かどうか議論された。

議論の結果、仲値や値付慣行を公正価値測定の実務上の便法として用いることを排除する必要はないということが暫定的に合意され、公開草案でその点が明示されることとなった。

#### (2) 市場仲値

ビッド・アースクのスプレッドがある場合のガイダンスを、ビッド及びアースクの価格が観察可能な市場がある場合のみに認めるべきか、それ以外の公正価値の階層も含めてすべての階層で適用することを認めるかが議論された。

議論の結果、公正価値測定の目的は、レベル1から3までのすべての階層で適用されるべきであり、ビッド・アースクのスプレッドがある場合の取扱ガイダンスだけを一部の階層に限定して適用するというのでは首尾一貫性がないとの考えから、すべての階層でビッド・アースクのスプレッドがある場合のガイダンスを用いることを求めるべきという点が暫定的に合意された。

## IASBとFASBの合同会議

### 4. 金融危機への対応

IASBは、欧州からの要請に応じてIAS第39号の改訂を2008年10月13日に行ったが、その翌週に開催されたFASBとの合同会議では、今回の金融危機への対応は、今後FASBとIASBが共同で行うことで合意した。具体的には、①ハイレベルな諮問グループの組成、②アジア、欧州及び北米における円卓会議の開催及び③金融商品の報告のための長期的な共通の解決策の策定（これまでの金融商品ワーキンググループの再編）の3点を今後行うこととし、それを10月20日に、プレスリリース「IASB及びFASB、市場の信頼性を強化するためのグローバル・アプローチをコミット」として

公表した。

### **(1) ハイレベル諮問グループ**

ハイレベルな諮問グループは、金融市場に関する幅広い国際的な経験を持つ有識者から構成され、財務報告をどのように改善すれば金融市場における投資家の信頼を強化できるかどうかについて議論をすることが意図されている。さらに、グループには、IASB及びFASBが緊急かつ迅速に対応しなければならない会計上の問題及び長期的に検討しなければならない問題を識別することも依頼される予定である。また、議論の透明性を高めるため、グループの議論は公開の場で行われる予定であり、また、これを受けてIASB及びFASBが何らかの対応を行う場合には、デュー・プロセスに準拠して行われることになる。

### **(2) 円卓会議の開催**

金融危機によって生じた財務報告上の問題にどのようなものがあるかについて、世界中からの情報入手のため、アジア、欧州及び北米の3地域で円卓会議を開催することが合意された（具体的には、11月14日にロンドン、11月25日に米国ノーウォーク、12月3日に東京で開催）。

### **(3) 長期的な共通の解決策**

金融危機に対して短期的に対応するほか、長期的な課題に対して対応することも課題として認識されている。すでに、2008年3月に金融商品会計基準の複雑性を低減するための提案を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing complexity in reporting financial instruments)」として公表し、9月末を締切りとしてコメントを求めている。受領したコメントの分析（今回の合同会議でその分析結果が議論された）及び円卓会議でのインプットを踏まえて、具体的検討項目を決めた上で、近い将来議論が行われる予定である。また、そのような議論を効率的に行うため、これまでの金融商品ワーキンググループを再編し、新たな金融商品に関する専門家の参加を得て、議論を行うことが予定されている。

## **5. 連結**

連結の範囲を確定するための規準の見直しがIASBとFASBによって同時並行的に行われているが、これらは、共同プロジェクトとはなっていない。IASBは、支配力概念を用いて特別目的会社を含む連結範囲の決定を行うこととするためのIAS第27号（連結及び個別財務諸表）及びSIC第12号（特別目的会社）の改訂公開草案（新たなIFRSの公開草案第10号となる予定）を2008年12月中に公表する予定で作業を進め

ている。一方、FASBも、適格特別目的会社(QSPE)という概念を廃止する方向で検討を始めており、また、FASB解釈指針(FIN)46Rの変動持分事業体(variable interest entity)に関連する支配の判定に当たって、量的要素より質的要素をより重視する改訂を意図している。このように、両者がほぼ同じ問題を扱っていることから、これらを共同プロジェクトとする可能性について議論が行われた。

議論の結果、両者のプロジェクトの結論(連結の範囲、支配の定義及び開示等)が同じものとなることは望ましいものの、現時点で結論を出すことは時期尚早であると判断され、IASBが改訂公開草案を公表し、FASBが改訂提案に対するコメントを受領した時点で、将来の対応について戦略的な検討を行うことが合意された。

## 6. 認識の中止

現在IASBのスタッフが中心となって進めているこのプロジェクトにおけるこれまでの議論の概要がIASB及びFASBのボードメンバーに説明され、議論が行われた。

このプロジェクトでは、認識の中止のために、「企業は、金融資産及びその構成要素が企業の資産として適格でなくなったときには、金融資産及びその構成要素の認識の中止を行わなければならない。」という原則を掲げている。言い換えると、①経済的便益が存在しなくなるか、又は②経済的便益は存在するが、企業が当該金融資産又はその構成要素が有している経済的便益を入手できなくなり、かつ、それら経済的便益に対する他者のアクセスを制限できなくなる場合には、金融資産又はその構成要素の認識の中止を行わなければならないという考え方である。この考え方について議論が行われた。

また、上記原則を実務で適用するためのアプローチとして、次に示す2つのアプローチが検討されており、これらについても議論が行われた。これら2つのうち、アプローチ2を支持するボードメンバーの方が多いものの、スタッフには、2つのアプローチをさらに検討することが指示された。

現在検討されている認識の中止に関する2つのモデルは次のとおりである。

### (a) アプローチ1

次のいずれかの条件を満たした場合には、資産及びその構成要素(資産の一部であればどのような部分であってもよい)の認識の中止を行う(判定は、下記の順序で行う)。

- ① 譲渡人が資産に対する継続的関与を有しない。
- ② 譲受人が、
  - (i) 自分自身の便益のために資産を譲渡できる実務上の能力を有している。
  - (ii) 自分自身の判断でかつ譲渡にあたり追加の制約を課す必要がない状況で当該実務上の能力を行使することができる。
- ③ 譲受人が、現在、自分自身の便益のために、資産の経済的便益に対するその他のアクセスを有している。

(b) アプローチ 2

上記アプローチ 1 に次の修正を加えるアプローチである。

- ① 上記③の質問を削除する。
- ② 「資産の構成要素」を I A S 第 3 9 号第 1 6 項が定義する「構成要素」に限定する（アプローチ 1 では、資産の構成要素であればどのようなものでもよい）
- ③ 新たに「リンク表示（linked presentation）」を導入し、関連する資産と負債を純額表示することを認める。

## 7. 資本と負債の区分

2011年6月までにプロジェクトを完成させるためには、今回の会議でプロジェクトで今後検討するアプローチの数を絞る必要があり、その議論が行われた。議論の結果、①無期限アプローチ（決済の必要がなく、かつ、当該無期限金融商品の保有者が清算時に企業の純資産に対して請求権を有しているという条件を満たす金融商品を資本とするというアプローチ）及び②基本所有アプローチ（当該金融商品が最劣後で、かつ、清算時に企業の純資産に対して比例的な持分を有する金融商品を資本とするというアプローチ）の2つをベースとして、検討することが暫定的に合意された。

上述の暫定合意に至るまでに、F A S B が検討したアプローチ及びそれ以外の関係者から提案されたアプローチには次のようなものがある。(a)から(c)はF A S B が検討したもので、F A S B は、基本的所有アプローチを予備的見解としている。(d)から(h)は、関係者から提案されたアプローチである。

- (a) **基本的所有アプローチ**：もし金融商品が、①最劣後の残余請求権であり、かつ、②保有者に純資産に対する請求権を与えるのであれば、資本に分類されることになる。そして、この金融商品の保有者が企業の所有者とみなされる。
- (b) **所有決済アプローチ**：企業はリターンの性質と決済要件の有無に基づき金融商品を分類する。①決済要件がない金融商品又は②最劣後の残余請求権を表わす（あるいは決済時点で最劣後の残余請求権となる）金融商品は所有者持分に分類されることになる。以下の3種類の金融商品が資本に分類される。
  - ・ 基本的所有金融商品
  - ・ その他の無期限金融商品
  - ・ 関連する基本的所有金融商品を発行することにより決済される間接的所有金融商品
- (c) **期待結果再評価 (REO) アプローチ**：すべての基本的所有金融商品は資本に分類される。さらに、公正価値の変動が基本的所有金融商品の公正価値と同じか又は逆方向に変動する金融商品（及びその一部分）は、資本又は資本の控除項目として分類される。
- (d) **損失吸収アプローチ**：損失に参加することが、資本を負債から区分する決定要因であ



る。企業に損失が生じたときに、企業の純資産に対する請求権の金額が減少する場合には、資本 (capital) は、資本 (equity) に分類される。

- (e) **無期限アプローチ**：もし①決済の要件がなく、②清算時に保有者が純資産に対する請求権を有する場合に、金融商品は資本に分類される。
- (f) **参加アプローチ (Participation approach)**：金融商品が、報告企業（又は企業内の事業）の処分による対価に上限なく参加できる場合には、当該金融商品は資本として分類される。
- (g) **IAS第32号(修正を行わない)**：このアプローチは、FASBに対して、いかなる変更もすることなくIAS第32号「金融商品：表示」(IFRIC第2号を含む)の採用を求めるアプローチである。一般的に、IAS第32号では、①金融商品が、現金又はその他の金融資産を引き渡す契約上の義務（又は潜在的に不利な条件で金融資産又は金融負債を交換する義務）を含んでいない場合、又は②当該金融商品が、固定数の企業自身の資本金融商品を引き渡すことによって決済されるか、又は、固定数の企業自身の資本金融商品を固定額の現金（又はその他の金融商品）と交換することによって決済される場合には、当該金融商品は資本として分類される。
- (h) **改訂されたIAS第32号**：このアプローチは、両ボードに対して、IAS第32号をベースとして収斂した会計基準の開発を求めるものである。改訂は、関係者によって識別された批判に対応するように行われる。

## 8. 負債（不確実性及び期待キャッシュ・フロー）

会計上の測定（特に不確実な結果をもたらす可能性のある負債の測定）における期待値（発生する確率を考慮した期待キャッシュ・フロー）が果たす役割について議論が行われた。このような議論が行われたのは、今後IASBとFASBがリース会計など負債の認識及び測定に関連する議論を行うに当たって、結果が不確実な場合に期待キャッシュ・フローを用いる期待結果アプローチ (expected outcome approaches) をどの局面でどのように使うかを明確にしておく必要があると判断されたためである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 期待結果アプローチは、認識に関する意思決定に関しては、果たすべき役割はない。期待結果アプローチは、認識が行われた後の測定という局面で用いられる技法である。
- (b) 測定における意思決定は、認識における意思決定とは独立したものである。
- (c) 不確実性の下での測定においては、原則として、起こる可能性のある結果 (possible outcomes) の範囲及びそれらの相対的確率 (relative probabilities) を勘案する。

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

\* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。